

**令和4年第2回七戸町議会定例会
会議録（第3号）**

令和4年6月7日（火） 午前10時00分 開議

○議事日程

- 日程第 1 報告第 4号 専決処分事項の報告について
（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 2 報告第 5号 専決処分事項の報告について
（令和3年度七戸町一般会計補正予算（第18号））
- 日程第 3 報告第 6号 専決処分事項の報告について
（令和3年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））
- 日程第 4 報告第 7号 専決処分事項の報告について
（令和3年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号））
- 日程第 5 報告第 8号 専決処分事項の報告について
（令和3年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第5号））
- 日程第 6 報告第 9号 専決処分事項の報告について
（令和3年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第 7 報告第10号 専決処分事項の報告について
（令和3年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））
- 日程第 8 報告第11号 専決処分事項の報告について
（令和3年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））
- 日程第 9 報告第12号 専決処分事項の報告について
（令和3年度七戸町水道事業会計補正予算（第6号））
- 日程第10 報告第13号 専決処分事項の報告について
（七戸町税条例等の一部を改正する条例について）
- 日程第11 報告第14号 専決処分事項の報告について
（七戸町地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例について）
- 日程第12 報告第15号 専決処分事項の報告について

- (令和4年度七戸町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第13 報告第16号 専決処分事項の報告について
(令和4年度七戸町水道事業会計補正予算(第1号))
- 日程第14 議案第39号 七戸町過疎地域における固定資産税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第40号 七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第41号 七戸町介護保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第42号 物品購入契約の締結について
(消防ポンプ自動車(CD-I型)購入)
- 日程第18 議案第43号 物品購入契約の締結について
(除雪トラック(7t級)交換購入)
- 日程第19 議案第32号 令和4年度七戸町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第33号 令和4年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第34号 令和4年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第35号 令和4年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第36号 令和4年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第37号 令和4年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第38号 令和4年度七戸町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第26 報告第17号 令和3年度七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第27 報告第18号 令和3年度七戸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第28 議員派遣の件
- 日程第29 議会改革特別委員会報告について
- 追加日程第1 議案第45号 工事請負契約の締結について
(蛇坂団地建築工事(第1工区))
- 追加日程第2 議案第46号 工事請負契約の締結について
(蛇坂団地建築工事(第2工区))
- 追加日程第3 議案第44号 令和4年度七戸町一般会計補正予算(第3号)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	瀬川左一君	副議長	15番	盛田恵津子君
	1番	中野正章君		2番	山本泰二君
	3番	向中野幸八君		4番	二ツ森英樹君
	5番	小坂義貞君		6番	澤田公勇君
	7番	宥清悦君		8番	岡村茂雄君
	9番	附田俊仁君		10番	佐々木寿夫君
	11番	田嶋輝雄君		12番	三上正二君
	13番	田島政義君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	高坂信一君
		支所長	
総務課長	仁和圭昭君		氣田雅之君
		(兼庶務課長)	
企画調整課長	金見勝弘君	財政課長	附田敬吾君
税務課長	西野勝夫君	町民課長	高田博範君
介護高齢課長	三上義也君	健康福祉課長	井上健君
		会計管理者	
こどもみらい課長	佐々木和博君		高田美由紀君
		(兼会計課長)	
農林課長	原子保幸君	建設課長	鳥谷部勉君
商工観光課長	附田良亮君	上下水道課長	町屋淳一君
教育長	附田道大君	学務課長	鳥谷部慎一郎君
生涯学習課長			
	田中健一君	世界遺産対策室長	相馬和徳君
	(兼中央公民館長・南公民館長・中央図書館長)		
農業委員会会長	天間俊一君	農業委員会事務局長	田村教男君
代表監査委員	吉川正純君	監査委員事務局長	澤山晶男君
選挙管理委員会委員長	新館文夫君	選挙管理委員会事務局長	仁和圭昭君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 長 澤 山 晶 男 君 事務局 次 長 鳥 谷 部 伸 一 君

○会議を傍聴した者（3名）

○会議の経過

○開議宣告

- 議長（瀬川左一君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。
したがって、令和4年第2回七戸町議会定例会は成立しました。
議長において作成しました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
これより、6月2日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
-

○日程第1 報告第4号

- 議長（瀬川左一君） 日程第1 報告第4号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

11番議員。

- 11番（田嶋輝雄君） おはようございます。

この専決処分の賠償額ですけれども、毎回議会があるごとに議題になるわけですが、私以外にも、前にも何回もそれぞれの議員の方々から要望がありました。

というのは、私も車で走っていても結構あちこち穴が開いているのが散見されるのです。ただ、こういった事故で1万円や2万円という賠償額に対して失礼な言い方かも知れませんが、万が一、後ろから来た車にひかれて、死亡事故につながった場合は、こういう形だけでは、事は済まされないと思うのです。ですので、建設課のほうですか、もうちょっと真剣にそれぞれの地域の方々との連絡を取って、どうやったらそういう箇所がないようにできるか再検討して、もうちょっと強化していただきたいと思っておりますけれども、その辺のところはどうでしょうか。

- 議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

- 議長（小又 勉君） お答えいたします。

大変御心配をおかけしております。実は、いわゆる全体的なものは業者が巡回して、すぐさま補修を発注しております。それから、職員に対しても、今の場合は1月ですが、気がついたら教えて、職員で速やかに穴の補修と。除雪も完全であれば。頻繁に気温が低いときは、ちょっと穴でも車の通る台数が多いと、すぐに穴になるということでもあります。非常に、なかなかイタチごっこみたいですが、今後もぜひこういうことのないように巡回なり、あるいはまた業者への特例といったもので徹底したいと思っておりますので、どうぞその辺は御理解いただきたいと思っております。

- 議長（瀬川左一君） 11番議員。

- 11番（田嶋輝雄君） 理解したいところは山々ですが、まずは、私もそうで

すけれども、役場の十字路のところもそうですけれども、穴がぼこぼこです。融雪後すぐ、春先一番だったことは分かりますけれども、いまだにそこがぼこぼこになっているということは、業者だけでは事は済まされないと思うのです。もちろん私どもも事あるごとに、ここはこうなっていますとっておりますけれども、集落とか何かの関係の中でも遠慮なく連絡してくださいと。というのは、私たちの部落でも、ここ穴が開いているのだけれどもどうしたらいいかと、どこどこに頼んだら何とかなるかという気持ちがあると思うのです。そういったときに、集落だとかで連絡しやすいような環境にしていくのが、これから減らしていく大きな目安になればと思います。せめてそういった形で連絡しやすいような環境をつくっていただきたい。対応を強く要望しておきますので、よろしく願いいたします。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

7 番議員。

○7 番（所 清悦君） 和解ということですからけれども、相手方も半分は自分のほうのミスがあったと認めたことだと思うのですけれども、相手のほうも、自分のほうがもう少し前方をよく注意して走っていればよかったということで、この割合になったのか伺います。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（仁和圭昭君） お答えします。

この事故の案件等につきましては、町村会の保険調査員に基づく調査と、あと、相手方、今回は、事故当時40キロか50キロで走行していたという話でございますけれども、夜間、シャーベット状態ということがありますけれども、まず、自分の通行上の瑕疵的なところも、そこは協議によって、これに落ちたということでございます。

以上であります。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第4号は、原案のとおり承認されました。

○日程第2 報告第5号

○議長（瀬川左一君） 日程第2 報告第5号専決処分事項の報告について（令和3年度七戸町一般会計補正予算（第18号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

12ページ、1款1項1目個人から、17ページ、14款3項1目総務費委託金まで。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、17ページ、15款1項1目民生費負担金から、21ページ、21款1項6目災害復旧費まで。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 歳出に入ります。

22ページ、1款1項1目議会費から、28ページ、2款4項3目衆議院議員総選挙費まで。

発言を許します。

12番議員。

○12番（三上正二君） 多分ここだと思うのですが、23ページの企画費。先般の2番議員の山本議員がゼロカーボンについて質問しました。町長がいいのか、農林課長がいいのか、二酸化炭素が一番出るのは牛のげっふだそうです。私も結構牛を飼っているけれども、日本でも有数の肥育農家もいるけれども、そのげっふの対策はどう考えるのか。畜産振興していいのか、げっふのために畜産を置くなというほうがいいのか。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

昨年度、基礎調査のほうを実施いたしましたが、その中でも、今、議員おっしゃったような内容の牛のげっふの排出量はかなり大きいと。これも全国的な課題になっているという報告は受けております。

現在、町の大規模畜産農家のほうからいろいろ聞き取りをしていますが、飼料作物等でかなり工夫をされている農家がございます。そういったものが全農家に普及しているかどうかという調査はまだしておりませんが、今後、今年度、畜産農家といろいろなヒアリングをした上で、今後の対策も町ができることは支援してまいりたいという方向で考えております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 苦しいところで、ゼロカーボンで、私も繁殖なのですからけれども、よくよくは100頭規模にしたいと考えているのですけれども、ただ、ゼロカーボンはいいのですけれども、これも大変だなと。たしかこの前のテレビのニュースであったのですけれども、食わせる・によってげっぷの形も、そういうのは県の試験場でも調べて、そういう情報を教えてもらわなければ、畜産振興や農業振興したら二酸化炭素が多く出た、これも話にならないところです。その辺の方向性を示してください。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） おはようございます。

今のゼロカーボンの話なのですからけれども、世界的な議論をまたなければいけないところであるのですが、要は化石燃料を燃焼させることによって、地中に固定化されているガス、二酸化炭素なり、そういうものが地表に出てくることによって空気の組成、二酸化炭素の量だったりメタンガスの量だったり、そういうものが変わってきて地球温暖化という話になっていて、ヨーロッパでは、木材を燃焼することについては問わないという話を聞いたことがあるのです。

であるならば、要は草を食べて、そこから出てくるメタンガスも許容範囲でしょうと。ゼロカーボンの話の中から除外できるのではないかと私は考えていて、厳密に言えば、メタンガスを出すか出さないかといえば、出るのですけれども、それは通常の生活、もしくは産業の中の動物のものまでも問うのかと思うのです。もしそれをやらなければいけないとなると、畜産農業が主体となっている地域には非常に莫大な、なんさもきかないものさ金をかけなければならないということが始まってしまうので、本来の基本的な考え方をもっと精査するべき。目先のことで右往左往するのではなくて、世界的なものの考え方、学者の研究を待たなければいけないのですけれども、そういうものを十分加味した上で動いてほしいと考えています。一応意見で終わります。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 意見ですけれども、完全ゼロではない、実質ゼロ。ですから、日常の生活において、万やむを得ず出ざるを得ないものは、ずばっと止めるとなると、これは無理ですから。言葉としては、実質ゼロ。その許容範囲というものはある。完全ゼロではないということをお理解いただきたい。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

7番議員。

○7番（所 清悦君） 22ページ、1款1項1目10節燃料費、ほかの総務費などにも燃料費というがあるので、今、ここを代表して伺います。

まず、減額になっているということなのですからけれども、今やはり燃料が高騰してきている、資材も高騰してきているという中で、マイナスになっている理由を伺います。

○議長（瀬川左一君） 事務局長。

○議会事務局長（澤山晶男君） 1款1項1目議会費の燃料費についてお答えするのですけれども、うちのほうで使用している車の燃料費です。これについては、最近の実績、コロナ禍において、出張等が大分減っておりまして、その実績で一応計上しております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（昴 清悦君） 暖房に使う燃料だと勘違いしていました。

前に電気料金が各課それぞれあるのを1回集計しているのを聞いたことがあるのですけれども、先ほどのゼロカーボンとも関係するのと、今後、燃料が高くなった場合に、暖房用の燃料も経費を抑えるのにどうするかということを検討していかなければならないと思うのですけれども。先月、廃プラを処分するのに持ち込んだときに、事業者といろいろ話をしている中で、廃プラとかを原料に、ペレットにして、それを暖房用に使っているのが今出てきて、大手の製紙工場ではそれをメインに使っているという話もあったので、ゼロカーボンの計画の中で、そういったのも検討しているのかを伺います。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

カーボンニュートラル、ゼロカーボンを推進するに当たっては、今、議員おっしゃったようなあらゆることを想定しながら準備を進めておりまして、私のところにもそういった企業からの情報等がありますので、その中で町が取り組めるものを取捨選択してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、28ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、37ページ、9款1項3目消防施設費まで。

発言を許します。

12番議員。

○12番（三上正二君） 33ページになろうかと思えます。農林水産業費の中なのですけれども、先般、たしか一般質問の日だったか、農政局で説明を受けました。今の補助事業とかの形の中で。

そこで、お聞きしたいのですけれども、この前、終わってからトップの人と話をしたのですけれども、彼の言っている説明の中、農家農家という言い方をするのは。今の農家の中では、自作地を主体とした農家と借地型農業をやっている農家の二種類があるのです。まずもって、たしか3月の議会だったと思えますけれども、町長からNHKのニュースを聞いて、50町歩とか100町歩規模になると、30町歩ぐらいは、収入のうちの補助金の割合が10何%だと。それが100町歩を超えると80%になっている

という話を質問した記録があるのです。そのとき町長は何と言ったかという、ある農家は何を栽培していますかと言ったら、補助金を栽培していましたという話をした記憶があるのです。記憶がないという、議事録を調べればいいのですけれども。

そこで、まずもって、七戸町の中で30町歩以上の農家はどれくらい戸数があるのか。借地型はいっぱいあると思うのですけれども、その中で、そのうちの稲作を主体としているのと、複合型、まずこのデータを教えてもらえませんか。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

今の質問の内容ですけれども、30ヘクタール以上の経営体ということで言いますと、30町歩の経営体は18経営体ございます。その中で、水稻経営体、水稻がメイン、米がメインの経営体は7経営体ございます。残りの11経営体は、複合型経営体、いわゆるほかの大豆とか牧草とか、複合型が11経営体ございます。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） この前、話した形の中で、問題になるのは、もともとの自作地を主体とした経営体もあれば、一番問題になるのは借地型です。自分の土地ではなくて、借りてやっている形です。しかもその中で、この前の畑地化にすると、1回限りにおいて、高収入作物であれば17万5,000円、そのかわり水田ではなくて畑作になりますと。牧草であれば10万幾らかで、1回きり、そのかわり畑になります。水田ではなくなりますから転作奨励金はもらえませんか。そうなるためにも土地改良が必要になってきます。

どうなのでしょう、町長、例えば今、中山間事業という形で、反当たり2万円もらっている地域もあります。改良区があるとか、自己開田した場所、それは改良区は関係なくても、畑化にしようと思えばもらえます。改良区の入っている面積は多いと思うのですけれども、その人たちは、改良区の問題があると思うのです。その中でも、自己で開田したものは、改良区は関係なく畑化にできます。それはお金をもらえます。そのときには中山間の事業が絡んでいます。その辺のところを整理してやらなければならないと思うのですけれども。

ただ、町長の、今までもあるのですけれども、補助金と言いますけれども、確かに国の政策そのものは変わります。本来、補助金というものは、この事業をこういうふうに進めましたと国で方針を立てます。呼び水にするために補助金をつけるから、何年か後には補助金がなくなっても成り立つようにしなさいという意味の補助金のはずなのです。先ほど冒頭にも言ったように、町長が前に言ったように、何を栽培していますかと言うと、収入の80%が補助金を栽培しているという認識では絶対これは合わないのです。特に牧草とか、そういうのは問題になるでしょうけれども、牧草なんていうのは、私も何10町歩という牧草畑を持っています。それはほとんど補助金はもらっていません

ん。本来、牛に使うために牧草をつくるわけです。補助金をもらうためではないはずで
す。その辺の認識は、町長はどう考えているのですか。農家が考えを直さない限りはいつ
になっても解決しないと思うのです。前に進めないと思うのです。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） なかなか難しい質問になると思うのですけれども、本来は、補
助金を利用して転作なり、それを定着させるのが本来の国の政策ということですから、
も、いずれにしても、なかなかそれを利用してそれだけで経営が成り立つような価格体
系なのかというと、残念ながらそこまでいっていないと。ですから国も誘導するために
ある程度の補助金はつけるということになると思います。

特に転作作物も雑穀といったものでも収支が合わないような価格体系になっていると
いうことですから、勢いそこに補助金を交付してそれを継続していくということになる
と思っています。

特に今年から激変ということで非常に皆さん苦慮しています。今日なんかの新聞で
も、各党とも、例えば水田の5年間水張り要件といったものをなくせという要望を出し
ているみたいです。ただ、農林水産大臣は一貫して制度は変えないと、今出しているの
は変えないと。そこはこれから攻防になると思いますが、そこら辺りはどこら辺で決着
するのか、非常に現実的には難しい部分もあります。しからば5年1回水張り不可能な
水田もあると、畦畔を壊したり、あるいはまた水がなかなか行きづらいといったものも
あります。そこら辺り、果たして国がどういうふうに判断をするのか、これから非常に
大変な状況と。

それから、永年畑地化するということになれば、土地改良区から水をとめないと本当
は駄目なのですけれども、例えば土地改良で（聞き取れず）に水をとめても、賦課金な
ど、そういったものは関係なく規定の分は徴収しますと、そこら辺りも既に土地改良は
依然として取りますと、水は来ないけれども、そういうことで決着したみたいです。そ
こら辺りの調整がこれから本当に大変になってくると思いますが、はっきりこうだとい
う確たる答えというのは、私ももちろんまだ持っていませんけれども、これからの状況
の推移を見ながら、町の農業の持続的な発展と、今、法律が二つできましたけれども、
そういったものに向けて注視していきたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） この前、農政局で高収益野菜、畑化にすれば17万5,000
円、それもあります。牧草でも10万幾らかもられます。ただ、それは借地型というの
は、借りて耕作している人もあれば、貸している地主もあるわけです。基本的には、借
りている人に金は行くはずなのです。だけれども、田んぼでなくなると、地主の了解を
取らなければ駄目です。それはどうするのか。しかも、この前の話では、今年の方は予
算はついていますがけれども、来年は何かなるけれども、その後は分かりません。町長
は、国のほうで何とか。では、農家はどうするのですか。誰が金を受けて、17万円で

畑化したといっても、自分の田んぼではなくなった。金は、借りている人にとって、わさ一銭も来ないという問題も出てくるでしょう。改良区の問題もそうです。今年と来年しかないのです。そのうちに国が考えて。我々はどうするのですか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 借地で高収益野菜とか作物をやるということで17万5,000円の交付を受けたいと。当然これは貸主との協議になると思います。人から借りたものを勝手に、私は田んぼにしませんということとはできないと。了解の下にやらなければならないと思います。

それから、17万5,000円は恐らくやっている人に来ると思うのですけれども、あとは、借りている人に対しては、双方で協議と、1年幾らとかということになると思います。ほとぼりが冷めて、永年でやるつもりが、耕作したくなつたといえれば返還ということになると思いますから、やはり双方の協議が一番になると思います。

○議長（瀬川左一君） 1番議員。

○1番（中野正章君） 議論の途中かもしれませんが、今の畑地化等に関連してですけれども、今は田植は大体終わりました。地域によって違うのでしょうけれども、私のほうの地域は、ぐれっと米が植えられています。これをすごく矛盾を感じます。米余りの時代に何でみんな米を植えるのだと。このうちのかなりの部分が・、ベコの・だと思つたらベコではなく豚の・らしいのだけれども、・だと。

農家は、人が食うのではなくて、豚食うのをこへてえのかといえ、誰もこへたい人はいないわけで。飼料米が、残り少ない水田を維持するための制度だなどと思って、この間、農政局が来たときに、その制度はずっと続けていくのかといつたら、ある程度続けるということ。価格の面では、飼料米は残るだろう。人が食うのではなく、・だということで、そこに非常に矛盾を感じて。私は大豆とかを作付できるような耕作がいいのではないかという気はしています。

もちろん5年に1回の水張りとかいうのをクリアしながらやらないと、転作奨励金はもらえないし、そういうところは、ブロックローテーションという言葉がありますけれども、旧十和田湖町のほうでそういうのをうまくやっているらしいという情報もありますが、地域でそういうものを取り組むとか。

やはり米ではなく何があるかといえ、大豆、子実コーンを取り組む農家が増えるような施策を期待したいと思っています。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） まず一つ、人・農地プランの作成が大事だと思います。これは、たしか2年かけて行政で、農家であったりJAであったり、農林課であったり土地改良区であったりが一緒になって、我が町がどういう形の中で取り組むか作成しなけれ

ばならないとなっているわけです。今の話では、全部網羅されていると。特区をつくらなければならないところももしかしたら出てくるかも分からない。そういった形では、しっかりとみんなで取り組む形を、今の話を全部やらないと、特区をつくったり換地したり、様々なことをこれからやらなければいけない。我が町はどういう形で取り組んでいくかというのを真剣に考えていかなければいけない。

その計画に対して国がそれなり手当てが来たり来なかったりするわけですから、そのところは、これから十分な協議が必要だと思います。国では、一応2年あるいは3年で作成してくださいということになっているのですけれども、その辺のところは、これからどういう計画を考えていますか。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

人・農地プランについては、農水省の様々な情報を集めた上で、今、プロジェクトチーム、関係団体と組織を組んでいろいろな内容を精査して、今後進めていく計画で、ある程度秋には農家の皆さんに意向を示せるような状態で進めたいと考えてございます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） たしか5月20日だと思いますけれども、農業経営基盤強化促進法と、いわゆる人・農地プラン、これまでのをもう少し将来を見据えたもので、各市町村に新たな形のプランをつくれというのが今、この間、成立したばかり。もう一つちょっとした法律があるのですけれども、二つ成立しました。それに基づいて町のプランづくりに入りますので、その節はよろしくお願いします。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 34ページ、6款1項林業振興費について、森林ビジョン策定委員報酬とありますが、森林ビジョンについて、このビジョンというのはどういう目的で、いつまでにつくるのか。そして、どういう取組なのか簡単に説明願います。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

まずもって、森林ビジョンは策定済みでございます。皆さんにはまだお渡ししてございませんが、国から来ている交付金を活用して森林関係の様々な分野を発展させるという部分で、町でどういうふうにするのかという内容を示したビジョンでございます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 同じく6款1項7節の報償費に、地域林政アドバイザー謝礼となっているのですが、地域林政アドバイザーというのはどういうものですか。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） こちらのアドバイザーにつきましては、森林関係の学識経験者のな方ということの捉え方になります。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかに。

6 番議員。

○6 番（澤田公勇君） 先ほどの32ページのほうの話に戻るのですけれども、先ほど三上議員も質問されていましたが、土地改良区の問題で、今、防災ダム、まだ工事完了、保守管理は終わっていないのですけれども、現実的に、実際にそうなのかどうなのかというはっきりした話は耳に入っていないのですけれども、うわきですと、今、ダムの保守管理が終了すると、今後、土地改良区のほうとしては、先ほど三上議員が申し上げました繰上償還、要は田んぼの部分を畑地化するために、賦課金の繰上償還、今までも行われてきたのですけれども、今後、それを10年間認めないという方針があるみたいです。この間、農政局にもその話をしたのです。要は補助金関係が出てきている、畑地化の問題で繰上償還できない。そうすると、いつになってもその決着を見出せないということになっていくと思うのです。

そうした場合、町長にお伺いしたいのですけれども、町長、その辺、ダムの保守管理が終わった後の土地改良区の話は耳に入っている部分はあるでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えします。

ほとんど入っていません。入っていませんけれども、例えばさっきの高収益作物をやることによって、水は要らないと、だから賦課金は払わないと。本来はそうなのです、水が行っていないのに。ところが今度は土地改良区の経営が恐らく成り立たないでしょう。そこで、国が入って、それは継続して払ってくださいと。ただし、繰上償還です。そろそろ防災ダムも改修工事が終わるのですけれども、その後、実は繰上償還したいというので、その辺の情報はまだ入っておりませんが、転用することによっての繰上償還も認めないのか、あるいは一部分だけ宅地にしたい、除外したいと、それも認めないのか。それを認めないとなると、今度は、これもまた問題になるのです。そこら辺りは、もう少しちゃんとした情報を取りたいと。これは認めてもらわないと、いわゆる宅地化というのは進まないということにもなります。そこら辺り、もう少し情報を取りたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 6 番議員。

○6 番（澤田公勇君） 今、確かに町長の言うとおりに、はっきりした指針が出ていないというのが本当のところだと思います。

この前、農政局が来たときに、土地改良に関しての繰上償還の問題も提起したのですけれども、農政局のこの前来た方々は、その部分は分野が違くと、我々もそちらのほう

と協議をしながら、この問題をどういうふうに持っていきけるのかしていきたいという話をされました。

土地改良区の関係なのですけれども、例えば水田、畑、水田となると、畑の人が水路を埋めるわけにはいかないのです。そういう問題も現実的には残されているのが確かなのです。畑の人は排水を使わないかとなると、当然雨がたまって困るから排水のほうには水を流すと。だけれども、水田ではないから賦課金はできるだけ払いたくない。これをどこかの中で、農政局なり土地改良法をつかさどっている分野、それから土地改良、三つどもえの中で、また町政を踏まえながら巻き込んで方向性を見出していく努力をしてもらわないと、なかなか補助金の関係についてもいいものをもらえない。問題だけが残っていく。これからの農業をどういうふうにしていくかということを抑えた場合に、のしかかってくる問題を先々と消化していかなければならないという問題が出てくると思いますので、これ答弁は要らないです。そういうところを巻き込みながら、逆に、来るのを待っているのではなくて、土地改良区でもどこでも、そういうものを持ちかけて、どうすればいいのだということ農林課を中心に物事を進めてほしいというふうに思っています。要望です。答弁は要りません。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

12番議員。

○12番（三上正二君） もう1問だけ許してください。先ほど11番議員も言いましたように、人・農地プランという形です。まさしく今、国のほうでどうするかということだけではなくて、町としては、どうせあと2年かそこらしかないのだから、時間がないので、町の中の農業は、いろいろな問題があると思うので、改良区の問題も。それそのもの、逆に町独自の形で提案をなさったらどうでしょうか。そうしないと、来たのに対して、どうやったらいいかということで、こういうふうにやりたいと。いろいろな問題もありますけれども、それを待ちの姿勢だけではなくて、町そのものが主体になって、七戸町はこういうふうにしたいという考え方に立てないのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） そのことで先ほど申し上げました。新しい法律、今までの人・農地プランを踏まえて、そして今の状況を踏まえて、新たな持続可能な七戸町なら七戸町の農業をどうするか、プランをまとめろというのが今、成立した法律なのです。それに基づいてこれから作業を進めていきたいと思えます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、37ページ、10款1項2目事務費から、46ページ、13款2項13目森林環境譲与税基金まで。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第5号は、原案のとおり承認されました。

○日程第3 報告第6号

○議長(瀬川左一君) 日程第3 報告第6号専決処分事項の報告について(令和3年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第6号は、原案のとおり承認されました。

○日程第4 報告第7号

○議長(瀬川左一君) 日程第4 報告第7号専決処分事項の報告について(令和3年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号))を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。
したがって、報告第7号は、原案のとおり承認されました。

○日程第5 報告第8号

○議長(瀬川左一君) 日程第5 報告第8号専決処分事項の報告について(令和3年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第5号))を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。
したがって、報告第8号は、原案のとおり承認されました。

○日程第6 報告第9号

○議長(瀬川左一君) 日程第6 報告第9号専決処分事項の報告について(令和3年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第3号))を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、報告第9号は、原案のとおり承認されました。

○日程第7 報告第10号

○議長(瀬川左一君) 日程第7 報告第10号専決処分事項の報告について(令和3年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号))を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、報告第10号は、原案のとおり承認されました。

○日程第8 報告第11号

○議長(瀬川左一君) 日程第8 報告第11号専決処分事項の報告について(令和3年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号))を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第11号は、原案のとおり承認されました。

○日程第9 報告第12号

○議長（瀬川左一君） 日程第9 報告第12号専決処分事項の報告について（令和3年度七戸町水道事業会計補正予算（第6号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

5番議員。

○5番（小坂義貞君） 金額の話ではなくて、維持管理のほうをお尋ねします。

元東小学校の給水タンクの管理はどういう管理の仕方をしているか説明をお願いします。

○議長（瀬川左一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（町屋淳一君） お答えいたします。

町のほうで管理をしております。

○議長（瀬川左一君） 5番議員。

○5番（小坂義貞君） 管理は町ということで、私は家も近いということで、通り道である関係で、塀が低く門も開け放しということで、たまたま普通の車が入りしているのを私は確認しました。誰でも入れるとなれば、いろいろな問題が発生する可能性が高いと思うのです。管理といっても、ただ行って確認するだけではなくて、門を閉めて鍵をかけて、そういう管理をしなければ、何か事件、問題があつてからでは遅いのかと私は認識します。その辺はどうですか。

○議長（瀬川左一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（町屋淳一君） お答えいたします。

ふだんは鍵のほうを施錠をして管理しております。電気保安設備ですとか資材等を納入する場合には、業者等が入りすることもございますので、そういった場合には鍵を開けて、車とかが入っていることもございますので、今後も一般の方が自由に出入りできないような形で管理のほうは注意して進めていきたいと思っております。

○議長（瀬川左一君） 5番議員。

○5番（小坂義貞君） 要望なのですけれども、私は今ある塀をもっと高く、しっかりした形でやっていただくよう町長に要望しておきます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑ありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、報告第12号は、原案のとおり承認されました。

○日程第10 報告第13号

○議長(瀬川左一君) 日程第10 報告第13号専決処分事項の報告について(七戸町税条例等の一部を改正する条例について)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、報告第13号は、原案のとおり承認されました。

○日程第11 報告第14号

○議長(瀬川左一君) 日程第11 報告第14号専決処分事項の報告について(七戸町地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第14号は、原案のとおり承認されました。

○日程第12 報告第15号

○議長（瀬川左一君） 日程第12 報告第15号専決処分事項の報告について（令和4年度七戸町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第15号は、原案のとおり承認されました。

○日程第13 報告第16号

○議長（瀬川左一君） 日程第13 報告第16号専決処分事項の報告について（令和4年度七戸町水道事業会計補正予算（第1号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第16号は、原案のとおり承認されました。

ここで、暫時休憩したいと思います。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長(瀬川左一君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第14 議案第39号

○議長(瀬川左一君) 日程第14 議案第39号七戸町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第40号

○議長(瀬川左一君) 日程第15 議案第40号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

○日程第16 議案第41号

○議長(瀬川左一君) 日程第16 議案第41号七戸町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

○日程第17 議案第42号

○議長(瀬川左一君) 日程第17 議案第42号物品購入契約の締結について(消防ポンプ自動車(CD-I型)購入)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

○日程第18 議案第43号

○議長（瀬川左一君） 日程第18 議案第43号物品購入契約の締結について（除雪トラック（7t級）交換購入）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

12番議員。

○12番（三上正二君） 質問というほどではない、ちょっと教えて。ここに7トン級（4×4反転式アングリングプラウ交換）とはどういうものか、よく分からないから教えてください。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

現状あるトラックで、排土板が可動式になるものを設置したものでございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

○日程第19 議案第32号

○議長（瀬川左一君） 日程第19 議案第32号令和4年度七戸町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

9ページから11ページまで、歳入全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、歳出に入ります。

12ページ、1款1項1目議会費から、17ページ、2款5項1目統計調査総務費まで。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 次に、18ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、22ページ、4款2項1目じん芥処理費まで。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 次に、22ページ、6款1項1目農業委員会費から、25ページ、9款1項2目非常備消防費まで。

発言を許します。

13番議員。

○13番(田島政義君) ちょっと教えてください。農林課長、22ページの農林水産業費の中の総務費の中で、先ほど結構農業の補償問題でいろいろ皆さんの意見が出たのですが、町にどのくらいの規模で補助事業にする金額が入っているか全体を教えてください。

○議長(瀬川左一君) 農林課長。

○農林課長(原子保幸君) お答えします。

町に来ている交付金全体で言いますと、昨年度実績で2億5,600万円ほど農家のほうに交付されてございます。

以上でございます。

○議長(瀬川左一君) 13番議員。

○13番(田島政義君) これがなくなると農家も困ると思いますので、農林課ばかりではなく、町長にも農業委員の皆さんも頑張ってください、うまく農業が回るように、ひとつよろしくお願いします。

○議長(瀬川左一君) 1番議員。

○1番(中野正章君) 23ページの6目農業振興費、農業振興に関連して、御存じのように燃料高、この間の新聞では、肥料も目の玉飛び出るくらい上がると。飼料はもう既に上がった。料がつくものがみんな上がっているわけです。もうすぐニンニクの収穫、乾燥ということで非常に灯油を燃やすということで、何とか燃料費、少し下がったとは言え、まだまだ高止まりであります。行政に援助願えないかという農家の意見もあります。これについてどう考えますか。

○議長(瀬川左一君) 農林課長。

○農林課長(原子保幸君) お答えいたします。

今年度、国からのコロナの交付金を活用して、農業の資材高騰、原油高騰対策ということで、今、事務方でいろいろと協議しています。内容を言いますと、まず、農業に関わる経費、資材及び油関係が高騰している部分を補うということで、計画では、最大5万円を交付する算段で、今、事務のほうを着々と進めてございます。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

9 番議員。

○9 番（附田俊仁君） 23 ページ、9 款消防費の報酬が、補正額で580 万円出ているのですが、これは例の、11 番議員が報酬の改正の話を前々回、していたと思うのですけれども、それに伴う見直しということによろしいですか。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（仁和圭昭君） お答えします。

言われるとおり、前回、定例会において、消防団の条例の一部改正、消防団員の年額報酬及び出動報酬等を改正した、いわゆる新年度予算に反映させる意味での組替えでございます。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、25 ページ、10 款1 項2 目事務局費から、30 ページ、13 款2 項7 目交通遺児基金費まで。

発言を許します。

○議長（瀬川左一君） 15 番議員。

○15 番（盛田恵津子君） 26 ページ、教育費の七戸小学校グラウンド等改修工事費が出ていますけれども、これは、大分前から七戸小学校のグラウンドが非常に水はけが悪くて、野球のところとか、入って左側の、グラウンドへ抜ける道路とかがぐちゃぐちゃの状態でした。先般、七戸中学校、城南小学校の運動会に行ってみましたが、グラウンドが整備されて非常に気持ちよく運動会ができた、雨上がりでもできました。七戸小学校のほうは大分前から要望は出していたと思いますけれども、ようやく予算がつかいましたが、随分低いと思いますけれども、238 万円、このことについて、今までのグラウンド整備には大体2,000 万円、3,000 万円の予算がついて、全面改修したのですが、どのような状況でグラウンドを改修するのですか。

○議長（瀬川左一君） 学務課長。

○学務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

まず、予算の御質問のところですが、令和4 年度の当初予算で8,165 万3,000 円計上しております。昨年度設計した工事内容に令和4 年度の工事単価で再積算して、今回、238 万7,000 円の増額ということで、工事費全体では約8,400 万円ほど予算のほうは計上されることになります。

今回の工事内容につきましては、まず、国の交付金の対象部分になるグラウンド部分の改修、また、交付金対象外の校舎玄関から築山までの緑地広場の改修を予定しております。グラウンドにつきましては、暗渠管の埋設、側溝等の整備、また、地表の改修、

グレイ舗装というものですけれども、土壌改修いたします。

また、緑地広場の整備につきましては、まず、築山の木の根っこが大分地表に出てきておりまして、大変危険であるということで、築山の撤去、撤去した部分には天然芝等を張って緑地帯をつくる。また、街灯のLED化と防犯カメラを2台設置しておりますが、写りがよくないということで、今回交換いたします。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 15番議員。

○15番（盛田恵津子君） 築山の撤去というのは、どうそうの森のことですね。それは、多分七戸小学校があの場所に移転したときに、PTAたちが集まって木を植えて、子供たちのためにということで築山をつくりました。あれから50年近くたってまいりまして、木が大分大きくなって、私が文教委員長の頃から、既に、防犯と安全面から、何とかならないかという意見は出ておりました。現場の先生のほうでは、やはり子供たちの安全を優先したいということで、職員室からも見えない、校長室からも見えないグラウンドということで大変心配をしておりましたが、このたびの計画案では、その築山を撤去するというのは、フラットにするわけですか。そして、全体を職員室からも見渡せるような状況にするということですか。

○議長（瀬川左一君） 学務課長。

○学務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、全てフラットにして、そこに芝を敷いて緑地広場のような形で整備したいと考えております。改修するのであれば、職員室からグラウンドが見えるような改修をしてほしいと学校からも長年要望されてきていましたので、私どもとしても今年度実施できるということで一安心しているところでございます。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 15番議員。

○15番（盛田恵津子君） 我が母校でもありますので、大変思いは強いのですけれども、そうするとプールはどうなるのか。それと、築山の校舎側のところにすいとう碑というのがありまして、そこには、児童たちのタイムカプセルが埋められております。多分それは御存じなのかどうか分かりませんが、掘り出していないタイムカプセルも大分ありますので、工事の際、もしそれらのところまで手をつけるのであれば慎重にしていだきたいと思いますが、プールは、前に撤去するには何千万円というお金がかかるということで、費用の面で撤去するのは困難だと言っていますが、何か別の方法で残す考えですか。

○議長（瀬川左一君） 学務課長。

○学務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、築山等を撤去しますと、プールの跡がかなり目立つということで、現在のところ、令和6年度か7年度あたりでプールを撤去したいという財政的な

計画をしております。ただ、財政事情が許すのであれば、できるだけ早い撤去といったものを考えていきたいと思っております。学校から要望されているのは、駐車場が少ないということで、できれば駐車場を整備していただければ有り難いということで、学校からは要望を受けております。

タイムカプセル、そちらのほうは、れんが造りで立派なものがあるのは確認しておりますが、老朽化が進んでおりました、かなりぼろぼろになっておりますので、今回の工事で取壊しいたします。中に入っている卒業生たちのタイムカプセル等につきましては掘り出して、校舎内で保管するという計画にしております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

9番議員。

○9番（附田俊仁君） 26ページ、10款教育費の中の社会教育総務費に関連してなのですけれども、先般、スポーツ庁で部活動の土日の民間移譲というお話が出ていると思うのです。私も何回か一般質問の中で部活動、スポーツ少年団の在り方等について、今の現状では、非常に親御さんが自分たちで教育しているような状況と、非常によろしくない。教育上、本来あるべき姿ではないでしょうという形で進言したことがありました。実際、スポーツ庁のほうで指針といいますか、答申を受けて、そういう方向で進むということになってきているようすけれども、当町では、そのことを受けて、どういう方向性を考えていますか。

○議長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 附田議員の御質問にお答えします。

この件に関しては、附田議員と何回かやり取りということで、これから詰めていかなければならないと思っておりますけれども、要するに、将来的には、学校からスポーツに関しては、部活動に関しては離れるという方向性が出ているような気がします。七戸町にスポーツを指導できる人たちができるような体制をつくっていかねばならないのかなというふうに思っています。将来的には体協等と連携を取りまして、前向きに取り組んでいきたいと思っております。時間的にも、国の予定では、あと3年ぐらいで進めていただきたいという要望になるようすけれども、できる限り早く、早急に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） 少子化なので、七戸町の中だけで全部完結しようと思っても、例えばバスケットボールのクラブチーム、もしくは野球のクラブチーム、はたまたバドミントン、個人競技から団体競技までいろいろあるわけですね。水泳なんかもそのとおりでしょう。そのことを考えていくと、もうちょっと広い範囲、例えば上十三だったりというところでのくくり、七戸町では、その中でどの競技のクラブチームを抱えるのだ

と、サッカーとか。そういう形を広範囲で考えていかないと成り立たないような形になってしまっているのです。そこら辺も広範囲なところでの取組というものもぜひ視野に入れて前に進めていってほしいというふうに感じています。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

12番議員。

○12番（三上正二君） 前に町長にお願いしたことがあります。コロナ資金で延べ予算として4億円か5億円ぐらい来ているでしょう。いろいろな形の中で、町のためとか、生活の低い人とかいろいろな形で使っています。前のときには、使うのはいいですよ。1年ぐらい前の一般質問だったと思うのですけれども、そのために、今までできなかったこと、学校の空調をつけたり、それは何でもいいです。先般、青森港にクルーズ船も寄ったり、ねぶたもやるとか、七戸でも祭りも、形は変えたとしてもやるという形で、全面的に100%元に戻ったとは言えないにしても、ある程度の形の方向性は見えてきたのではないかと思います。

そこで、前にも質問のときに言いました。いずれかは収まるでしょうと。そのためにいろいろな形、コロナ資金で来た金は何億円とあるはずですから、それは何に使ってもいいですよ。終わったにしても、今現在、七戸町の店とかが残っていただけますか。そのために、次に来るものを何か考えて、町の職員の若い人たちかどうかは分かりませんが、立ち上げた形があるはずですよ。それがどういう方向性で、今現在、終わって収束して、ある程度の形になろうとしているのです。その成果はどうなっているのですか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） コロナの交付金を活用していろいろな対策を打ってきました。とりあえずは、今の苦しさを乗り切るための支援だと。もちろん交付金100%ではないです。事によっては、町費の追加といったものもありますし、県の補助金を使っているいろいろな対策も取りました。できれば、今を乗り切れればこれからの将来につながると。あるいはまた、つなげるための具体的に、今それをこれこれやればこうなりますというのは、なかなかここで即答はできないのですけれども、今、町も6月6日からかなりの緩和をいたしました。というのは、ねぶたもやるし、各地でいろいろな催物を復活しているということです。町もこれから夏祭り、秋祭り。あるいはまた、休んでいる産業文化祭り、こういったものも復活しなければならぬと思います。終息とは言えませんが、だんだん少なくなってきましたので、それに向けて、これからの、これを踏まえた新たな復活策といったものも検討していかなければならないと思います。

どういったものを考えているのかということですが、これは今この場ではちゃんと答えることはできません。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） なかなか難しいと。私あのときに要望したのは、いずれかは収まるでしょうと。ウィズコロナとも言われます。例えば今までの夏祭りでも秋祭りでも、それを復活するという意味ではなくて、なぜあのとき、いろいろ使って結構です。よく頑張ったと思います。それは敬意に値する。だけれども、今の商店の人たちを見てみなさい。飲食店もしかり、残りませんよ。そのときに、終わった形の中に何がこれから、今、完全に完成させろという意味ではないです。そういう方向性を考える組織を立ち上げたはずです。その形の中で、方向性も何もまだ見えないでしょう。何年たちましたか。そういう形で予算を、コロナ資金は何に使っても、今まで学校とかに使った、これはいいのです。その一部でもいいから、この町のために、将来のために使ってくださいと要望したはずです。はい、分かりましたという形で、どういうふうになったか詳しいことは報告もなかったし、そういう組織を立ち上げたならば、そういうふうにならないと、本当に町の中、町の商店も飲食店も見てみなさいよ、どこが残りますか。コロナが終わったと、今コロナ資金で補助金とかをもらっているうちはいいです。なくなった後は終わりますよ。いずれかは終わるから、そのときのために何かの足掛かり、こういう形がいいのではないかというのを一つでもいいから、完全な形にならないと思うのです。なかなか難しいと、それはそのとおりです。そんな簡単なわけではないです。だけれども、町そのものの形の中で、みんなが考えたはずです。どういう話をしたのか、途中経過でもいいから教えてもらわないと、まだ報告できる段階でないのですといえば、それで結構です。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 具体的にこれこれこうやっていきましょうというのは、実は今のところないと。特に、三上議員、来るたびに、町の中はもう何もなくなっていると。なくなっているはずです。人が出られないのだもの。出るなということです。ただ、これも徐々に復活していっていますので、火が全く消えるということはさせたくない。それを踏まえた今後の対策というの、いろいろ意見をいただきながらつくっていきます。いわゆるアフターコロナを踏まえて頑張っていきます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

○日程第20 議案第33号

○議長（瀬川左一君） 日程第20 議案第33号令和4年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

13番議員。

○13番（田島政義君） これはお願いです。次も同じです、介護保険とかいろいろなものがありますが。国保でもかなり病院の関係でお金は出しています。今、現状、七戸病院は非常に患者が来ないので、4月の1日平均105人、5月は104人ぐらいとか。前に1回、書類を中部でも出してもらったのですが、町がこれくらい税金を国保に使っていても、患者が行かないことには商売にならない。できたら地元の病院へ行くように何とか奨励をしてもらって、町の負担をする分、そのくらい病院にも行くように。幾ら町長が管理者でも、町長だってかなり言っている、職員に。直らないのは直らない。あの人たちに、薬があればつけてやりたいのですが、そうもいかないので。我々、町として、何かのときに、できるだけ地元の病院へ行ってくださいという宣伝をしてもらえれば有り難いと思います。これは要望です。お願いします。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

○日程第21 議案第34号

○議長（瀬川左一君） 日程第21 議案第34号令和4年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

○日程第22 議案第35号

○議長(瀬川左一君) 日程第22 議案第35号令和4年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

○日程第23 議案第36号

○議長(瀬川左一君) 日程第23 議案第36号令和4年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

○日程第24 議案第37号

○議長(瀬川左一君) 日程第24 議案第37号令和4年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

○日程第25 議案第38号

○議長(瀬川左一君) 日程第25 議案第38号令和4年度七戸町水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

5番議員。

○5番(小坂義貞君) 先ほども令和3年度で、追加要望です。先ほどフェンスとかに施錠するということで要望しましたけれども、私は、もっと厳密に言えば、二ツ森貝塚

資料館が開設して、結構な人が週末とか、いろいろな関係で出入りしています。そういう関係で、水道のタンクに監視カメラを設置して、その部分だけではなくて、町内に何か所かタンク、飲料水に使う水、何かあれば、時代の変化でテロとかが発生しかねないと考えていますので、その辺で、監視カメラを設置する考えはないのか、町長に伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

まず、フェンスが低いということですから、人が越えられないようなフェンスと。それから、門の管理がどうも不適切であると、きちっと閉めていないと。それもちょうと改善いたします。

そのあと、監視カメラなのですけれども、課のほうと協議しまして、飲み水ですから、何か間違いがあれば大変なことになりますので、それは設置の方向で前向きに検討します。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

○日程第26 報告第17号

○議長（瀬川左一君） 日程第26 報告第17号令和3年度七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第17号を終わります。

○日程第27 報告第18号

○議長（瀬川左一君） 日程第27 報告第18号令和3年度七戸町一般会計事故繰越

し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第18号を終わります。

○日程第28 議員派遣の件

○議長(瀬川左一君) 日程第28 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり可決されました。

○日程第29 議会改革特別委員会報告について

○議長(瀬川左一君) 日程第29 議会改革特別委員会報告についてを議題とします。

本件につきましては、議会改革特別委員会にて継続審査しておりましたが、委員会より報告書が議長の下に提出されております。

委員会報告は、お手元に配付のとおりです。

本件につきましては、委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長(听 清悦君) それでは、御報告申し上げます。

本委員会に付託されておりました議員定数削減について、3月定例会までを期限として、議会改革特別委員会付託の上審査されたいとの件については、3月定例会までに結論には至らず、継続審査として6月1日に開催し、審査した結果、再び結論を得られませんでした。当特別委員会において、9月定例会までを期限として、継続審査したいと思いますので、議員各位におかれましては、御賛同いただきますようお願い申し上げます。委員長報告といたします。

○議長(瀬川左一君) これで、議会改革特別委員長の報告を終わります。

○追加日程について

○議長(瀬川左一君) お諮りします。

追加議案3件が提出されておりましたので、本日、議会運営委員会において、追加日程

で本日の議題とすることに決定いたしました。が、議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、追加案件3件については、議事日程に追加することに決定いたしました。

よって、本日、議事日程はお手元に配付したとおりです。

○追加日程第1 議案第45号

追加日程第2 議案第46号

追加日程第3 議案第44号

○議長(瀬川左一君) ただ今の追加案件、議案第45号工事請負契約の締結について(蛇坂団地建築工事(第1工区)から議案第44号令和4年度七戸町一般会計補正予算(第3号)までの3議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小又 勉君) ただいまは、提出いたしました全議案、原案どおり可決くだいまして誠にありがとうございます。

また、議員各位には、お疲れのところ大変恐縮ではありますが、追加議案がございますので、概要について御説明いたします。

議案第45号工事請負契約の締結については、蛇坂団地建築工事(第1工区)の条件付一般競争入札を令和4年5月31日に実施したところ、石田産業株式会社に落札となったことから、地方自治法及び町条例の規定により、議会の議決を要することから提案するものです。

議案第46号工事請負契約の締結については、蛇坂団地建築工事(第2工区)の条件付一般競争入札を令和4年5月31日に実施したところ、株式会社工藤組に落札となったことから、地方自治法及び町条例の規定により、議会の議決を要することから提案するものです。

議案第44号令和4年度七戸町一般会計補正予算(第3号)については、歳入歳出予算の総額に755万6,000円を追加し、予算の総額を119億4,394万3,000円とするものです。

歳入は、国庫支出金に755万6,000円を追加し、歳出は、総務費に755万6,000円を追加するものです。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、国の緊急対策として、物価高騰等の影響を受けている低所得の子育て世帯に対し、生活支援特別給付金を支給するため、歳入歳出を増額するものです。

以上、3議案について、追加提案させていただきますので、慎重審議の上、御賛同賜

りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬川左一君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、議案審議に入ります。

追加日程第1 議案第45号工事請負契約の締結について（蛇坂団地建築工事（第1工区））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第46号工事請負契約の締結について（蛇坂団地建築工事（第2工区））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

14番議員。

○14番（白石 洋君） 建築工事で、これだけ早い機会に入札されたというのは非常に素晴らしいことだと思います。私はいつも申し上げているのですが、雪をつかまないようにということで、いつもしゃべってきたわけですが、これだと3月28日までという工期になっておりますけれども、できるだけ年内に完成するように、時によっては多少残業していただいても、業者の方も私は、雪をつかむ前に終わればいいと思いますし、町自体もいい建物をつくってもらえるということを願って今まできたつもりでありますので、ぜひ担当課長のほうからも、業者の方々と工事の打合せをする時点で、こうこういうことだから、できるだけ頑張ってくれということをお願い添えて、そして、資材等についても、今、世界状況がこんな状況になっていますので、資材やなんかについても十分考慮していると伺っていますけれども、そのことについても、資材がなくて工期が遅れたということ等のないように、ひとつ念には念を入れてお願いしたいと思っておりますので、こういうふうに要望しておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第46号は、原案のとおり可決されました。
追加日程第3 議案第44号令和4年度七戸町一般会計補正(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長(瀬川左一君) 以上で、今期定例会に付議された事件は、全て議了しました。
これをもって、令和4年第2回七戸町議会定例会を閉会します。
お疲れさまでした。

閉会 午後 0時14分

以上の会議録は、事務局長澤山晶男の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和4年6月7日

上北郡七戸町議会議長

議員

議員